

別紙

松本市議会会議規則の一部を改正する規則

松本市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線を付した部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
目次 第1章～第17章　[略] 第18章　補則（ <u>第133条</u> ） （会議時間） 第9条　[略] 2　議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。 <u>3</u> [略] （一事不再議） 第15条　議会で議決された事件については、同一会期中は <u>再び</u> 提出することができない。 （事件の撤回又は訂正及び動議の撤回） 第19条　会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとする	目次 第1章～第17章　[同左] 第18章　補則(<u>第132条の2—第133条</u>) （会議時間） 第9条　[同左] 2　議長は、必要があると認めるときは、 <u>会議に宣告することにより</u> 、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。 <u>3　前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。</u> <u>4</u> [同左] （一事不再議） 第15条　議会で議決された事件については、同一会期中は、 <u>再び</u> 提出することができない。 （事件の撤回又は訂正及び動議の撤回） 第19条　会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとする

るときは、議会の<u>承認を要する。</u> 2 議員が提出した事件及び動議につき前項の<u>承認</u>を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。 3 委員会が提出した議案につき第1項の<u>承認</u>を求めようとするときは、委員会の<u>承認</u>を得て委員長から請求しなければならない。 4 [略] (日程の作成及び配布) 第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布<u>(配布に係る文書の電磁的記録を電磁的方法により閲覧することができる電子情報処理組織による提供を含む。以下この条、第64条、第91条第1項及び第117条において同じ。)</u>する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。 (投票) 第29条 議員は、議席番号の順序により投票を備付けの投票箱に投入する。 (開票及び投票の効力) 第31条 [略] 2 [略] 3 [略] (委員会の審査又は調査期限) 第44条 [略] 2 前項の期限までに審査を終わらなか	ときは、議会の許可を得なければならない。<u>ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。</u> 2 議員が提出した事件及び動議につき前項の許可を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。 3 委員会が提出した議案につき第1項の<u>許可</u>を求めようとするときは、委員会の<u>許可</u>を得て委員長から請求しなければならない。 4 [同左] (日程の作成及び配布) 第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。 (投票) 第29条 議員は、<u>議長の指示に従って</u>、議席番号の順序により投票する。 (開票及び投票の効力) 第31条 [同左] 2 [同左] 3 [同左] 4 <u>投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。</u> (委員会の審査又は調査期限) 第44条 [同左] 2 前項の期限までに審査又は調査を終わ
---	---

ったときは、その事件は、第38条の規定にかかわらず、<u>会議</u>において審議することができる。 (委員会の中間報告) 第45条 [略] 2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。 (発言内容の制限) 第53条 [略] 2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は<u>発言</u>を禁止することができる。 3 [略] (連合審査会) 第71条 [略] (委員外議員の発言) 第79条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。 2 委員会は、<u>委員でない議員</u>から発言の<u>申し出</u>があったときは、その許否を決める。	らなかったときは、その事件は、第38条の規定にかかわらず、<u>議会</u>において審議することができる。 (委員会の中間報告) 第45条 [同左] 2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、<u>議会の承認を得て</u>、中間報告をすることができる。 (発言内容の制限) 第53条 [同左] 2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、<u>発言</u>を禁止することができる。 3 [同左] (連合審査会) 第71条 [同左] <u>2 委員会条例第15条の2の規定は、連合審査会について準用する。</u> (委員外議員の発言) 第79条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員<u>(以下この条において「委員外議員」という。)</u>に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。 2 委員会は、<u>委員外議員</u>から発言の<u>申出</u>があったときは、その許否を決める。 <u>3 前2項の場合において、オンライン委員会にあっては、委員会の招集場所への参集が困難な委員外議員は、あらかじめ委員長の許可を得て、当該招集場所以外の場所からオンラインによって当該委員会に参加して説明し、若しくは意見を述</u>
---	--

(表決問題の宣告) 第80条 議長は、表決を<u>とろう</u>とするときは、表決に付する問題を宣告する。 (起立による表決) 第83条 議長が表決を<u>とろう</u>とするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。 2 議長が起立者の多少を認定し難いとき又は議長の宣告に対して出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、記名投票で表決を<u>とら</u>なければならない。 (投票による表決) 第84条 議長が必要があると認めるとき又は出席議員3人以上から要求があるときは、記名投票で表決を<u>とる</u>。 (選挙規定の準用) 第86条 記名投票を行う場合には、第27条から<u>第32条第1項</u>までの規定を準用する。 (簡易表決) 第88条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を<u>とら</u>なければならない。 (表決の順序) 第89条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を<u>とら</u>なければならない。 2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表	<u>べ、又は発言することができる。</u> (表決問題の宣告) 第80条 議長は、表決を<u>採ろう</u>とするときは、表決に付する問題を宣告する。 (起立による表決) 第83条 議長が表決を<u>採ろう</u>とするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。 2 議長が起立者の多少を認定し難いとき又は議長の宣告に対して出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、記名投票で表決を<u>採ら</u>なければならない。 (投票による表決) 第84条 議長が必要があると認めるとき又は出席議員3人以上から要求があるときは、記名投票で表決を<u>採る</u>。 (選挙規定の準用) 第86条 記名投票を行う場合には、第27条から<u>第31条</u>まで、<u>第32条第1項及び第33条</u>の規定を準用する。 (簡易表決) 第88条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を<u>採ら</u>なければならない。 (表決の順序) 第89条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を<u>採ら</u>なければならない。 2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決
---	--

決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を<u>とる</u>。ただし、表決の順序について出席議員３人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。 ３ 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を<u>とる</u>。 （請願書の記載事項等） 第９０条 〔略〕 ２ 〔略〕 ３ 〔略〕 ４ 請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の<u>承認</u>を得なければならない。 （請願が２以上の委員会にわたる場合）	の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を<u>採る</u>。ただし、表決の順序について出席議員３人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。 ３ 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を<u>採る</u>。 （請願書の記載事項等） 第９０条 〔同左〕 ２ 〔同左〕 ３ 〔同左〕 ４ 請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の<u>許可</u>を得なければならない。 ５ <u>議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。</u> （請願の委員会付託）
第９２条 請願の内容が２以上の委員会の所管に属する場合は、２以上の請願が提出されたものと<u>みなす</u>。 （紹介議員の委員会出席） 第９３条 〔略〕 ２ 〔略〕	第９２条 議長は、<u>請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</u> ２ <u>委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。</u> ３ 請願の内容が２以上の委員会の所管に属する場合は、２以上の請願が提出されたものと<u>みなし、それぞれの委員会に付託する。</u> （紹介議員の委員会出席） 第９３条 〔同左〕 ２ 〔同左〕 ３ 前項の場合において、オンライン委員

(請願の審査報告)

第94条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。

(1)・(2) [略]

2 [略]

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第95条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについてはこれを請求しなければならない。

(陳情書の処理)

第96条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

(決定書の交付)

第110条 議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

会にあっては、委員会の招集場所への参集が困難な紹介議員は、あらかじめ委員長の許可を得て、当該招集場所以外の場所からオンラインによって当該委員会に参加して説明することができる。

(請願の審査報告)

第94条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない。

(1)・(2) [同左]

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

3 [同左]

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第95条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。

(陳情書の処理)

第96条 議長は、陳情書又はこれに類するもので議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。

(決定の通知)

第110条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

(携帯品)

第112条 議場又は委員会の会議室に入る者（オンライン委員会にあっては、オンライン参加委員を含む。）は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(資料等印刷物の配布許可)

第117条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するとき（オンライン委員会にあっては、オンライン参加委員に対して印刷物を配布するときを含む。）は、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(懲罰動議の審査)

第121条 懲罰については、議会は、第37条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。

(携帯品)

第112条 議場又は委員会の会議室に入る者（委員会条例及びこの規則の規定により、委員長の許可を得て委員会にオンラインによって参加する者を含む。）は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席（オンライン委員会にあっては、委員会条例及びこの規則の規定により委員長の許可を得て当該オンライン委員会にオンラインによってする参加を含む。）に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。

(資料等印刷物の配布許可)

第117条 議場又は委員会の会議室において、資料等を配布するとき（資料等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。第132条の2第4項及び第132条の3において同じ。）を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものをいう。）により配布を受ける者の閲覧に供するときを含む。）は、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(懲罰動議の審査)

第121条 懲罰については、議会は、第37条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することができない。

（代理弁明）

(会議録の記載事項) 第 1 2 6 条 会議録に<u>記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。</u> (1)～(15) [略] 2 [略] (会議録の配布) 第 1 2 7 条 会議録は、議員及び関係者に配布<u>(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。)</u>する。 (会議録署名議員) 第 1 2 9 条 会議録に署名する議員<u>(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第 1 2 3 条第 3 項に規定する署名に代わる措置をとる議員)</u>は、3 人とし、議長が会議において指名する。 (協議又は調整を行うための場) 第 1 3 1 条 [略] 2～4 [略] 5 <u>前項に規定するもののほか、協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。</u> 第 1 8 章 補則	第 1 2 1 条の 2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、<u>議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。</u> (会議録の記載事項) 第 1 2 6 条 会議録に<u>記載する事項は、次のとおりとする。</u> (1)～(15) [同左] 2 [同左] (会議録の配布) 第 1 2 7 条 会議録は、議員及び関係者に配布する。 (会議録署名議員) 第 1 2 9 条 会議録に署名する議員は、3 人とし、議長が会議において指名する。 (協議又は調整を行うための場) 第 1 3 1 条 [同左] 2～4 [同左] 5 <u>前各項に定めるもののほか、協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。</u> 第 1 8 章 補則 <u>(電子情報処理組織による通知等)</u> 第 1 3 2 条の 2 <u>議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第 1 項において「議会等」という。)</u>に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文
--	---

書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がさ

れた時（第20条、第64条、第91条第1項、92条第1項及び第127条の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができ措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用

(会議規則の疑義に対する措置) 第133条 [略]	<u>する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。</u> <u>（電磁的記録による作成等）</u> <u>第132条の3 この規則の規定（第28条第1項（第86条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。</u> <u>2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。</u> (会議規則の疑義に対する措置) 第133条 [同左]
---	---

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。